

短期給付に係る標準処理期間

1. 組合員資格に関する事項

区 分	標準処理期間
組合員資格の取得及び組合員証の交付	13日
任意継続組合員資格の取得及び組合員証の交付	13日
任意継続組合員資格の喪失	7日
資格喪失証明書の発行	7日
上記証の記載事項の訂正	13日
上記証の亡失による再交付	17日

2. 被扶養者の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
被扶養者の認定及び被扶養者証の交付	13日
被扶養者の取消	13日
被扶養者証の記載事項の訂正	13日
被扶養者証の亡失による再交付	17日

3. 給付・支給等に関する事項

区 分	標準処理期間		
	受付期間	決定期間	支給期日
療養費の支給 訪問看護療養費・家族訪問看護療養費の支給 移送費・家族移送費の支給 家族療養費の支給 高額療養費の支給 入院時食事療養費の支給 入院時生活療養費の支給 出産費・家族出産費の支給 埋葬料・家族埋葬料の支給 傷病手当金の支給 出産手当金の支給 休業手当金の支給 育児休業手当金の支給 介護休業手当金の支給 弔慰金・家族弔慰金の支給 災害見舞金の支給 前納された任意継続掛金の還付 支払未済の給付請求	暦月26日から 翌月25日を単位とする。	受付期間終了日 の翌日から10 日	受付期間終了日の 属する月の翌月26日 (26日が銀行休業日であ るときは25日、 25日も銀行休業日である ときは24日)

4. その他に関する事項

区 分	標準処理期間
高齢受給者証の交付	13日
限度額適用認定証の交付	13日
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	13日
特定疾病療養受療証の交付	13日
上記証の記載事項の訂正	13日
上記証の亡失等による再交付	13日
第三者の行為による損害の賠償請求	13日
レセプトの開示請求	19日

5. 留意事項

・標準処理期間には、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間が3日とし、その日数が含まれています。

・標準処理期間には、申請・請求書の不備等を補正する期間や、申請・請求の審査のため必要書類の提出や問い合わせに应付するまでの期間を含んでいません。

・岐阜県人事給与システムによる申請・請求を電子決済基盤上から差し戻したとき、再申請・再請求されたときでも新たな申請・請求として取り扱います。